

HIKARI 光通信・知財の窓

— 光内外特許事務所 —

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

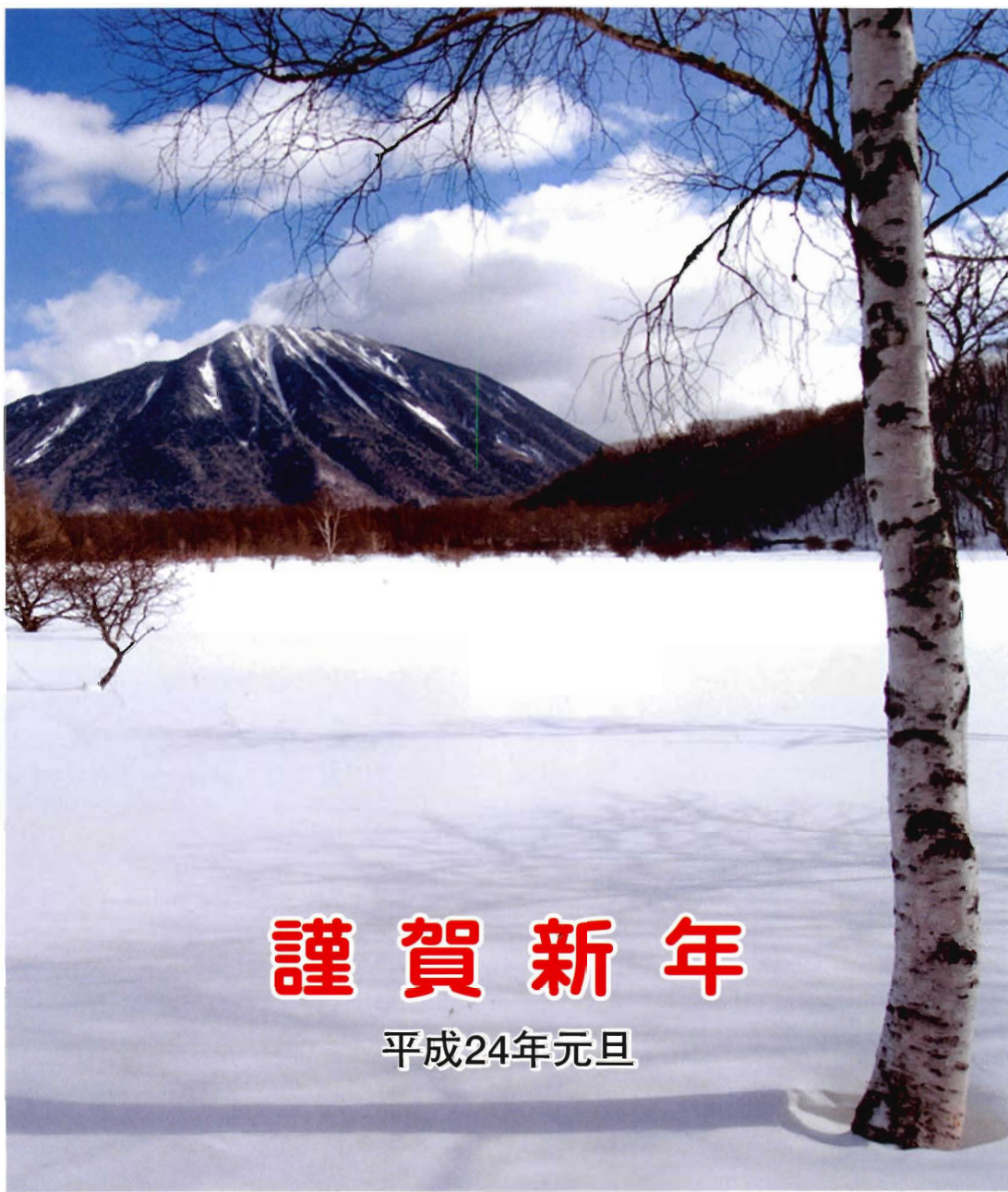
TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

<http://www.hikari-naigai.com/>



2012・1・10



謹 賀 新 年

平成24年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年、我が国は、3月11日の東日本大震災、そして、東京電力福島第一原子力発電所の事故により大きな打撃を受けました。本年は、昨年に引き続き、大震災からの復旧、復興、原発事故の収束に向けた大切な年になります。

政府は、平成24年度の予算を「日本再生元年予算」と名付け、大震災からの復興策を柱に据えることを昨年末に閣議決定しました。大震災からの復旧、復興と、原発事故の収束が、国を挙げて取り組まれるものと思われます。

震災からの復興と知的財産

特許権をはじめとする知的財産権も、震災からの復興と、その後の我が国経済の成長・発展において大切な位置を占めると考えられます。昨年7月に内閣府が発行した経済財政白書では、震災後の持続的な成長の3つの鍵の一つに「人的資本（労働者のスキル）やその他の無形資産（ノウハウ、特許、ソフトウェア等）への投資」が挙げられ、無形資産への投資とマネジメントを通じたイノベーションの必要性が指摘されました。

特許庁は昨年末に「がんばろう日本！知的財産活用企業事例集2011」、「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」という2冊の冊子を発刊しました。

前者は、東日本大震災により、サプライチェーンの断絶やこれに伴う受注の減少など、日本のものづくりが大きな打撃を受けた中で、「震災から復興し、グローバル競争激化の中で持続的な成長を実現するためには、優れた技術力と戦略的な事業展開が重要」という観点から、我が国のものづくりを支えてきた中小企業において、開発した技術を知的財産権として保護・活用してきた50の事例を紹介しています。

後者は、意匠権を中心とした産業財産権の活用戦略の検討に資する目的で発刊されました。立体マスクなどの生活用品から、自動車のような運輸・運搬機械まで、世の中で良く目につく20の製品・デザインについて、新製品開発プロセスと意匠権の出願プロセス、企業の事業戦略、企業活動の

視点から見た知的財産戦略などがビジュアル化してまとめられています。

昨年改正され、本年4月1日から施行される改正特許法の中では、制度の利便性向上に向けた料金・手続面での見直しの一環として、特許出願審査請求料金の25%値下げ、等が、昨年8月1日から先行して施行されています。

このような特許庁の取り組みは、震災後の持続的な成長における「無形資産（ノウハウ、特許、ソフトウェア等）への投資とマネジメントを通じたイノベーションの必要性」が指摘される中で、発明考案・意匠などの新たな創作を促し、生み出された新たな創作を適切に権利化し、有効に活用することを支援するものであると思われます。

革新的な技術の開発によるブレイクスルー

かつて自動車メーカーに対する非常に厳しい排出ガス規制が低公害・低燃費の自動車エンジンの開発・普及を進めるきっかけになったことがありました。米国で1970年に成立した大気浄化法改正法（マスキー法）です。期限内に規制（改正法後5～6年で有害物質排出量を1/10以下に削減）をクリアできない自動車は販売が禁止されるという厳しい排出ガス規制でした。世界中の自動車業界から期限内に規制をクリアすることは不可能と言われました。しかし、わずか3年で日本の自動車メーカーがこの規制をクリアする、当時の「常識」からすれば「奇跡」のエンジンを開発しました。日本の自動車メーカーが世界で大きく飛躍するきっかけになり、以降、低公害・低燃費の自動車エンジンが広く普及しました。

困難な状況の中で、それを突破（ブレイクスルー）する革新的な技術の開発（イノベーション）が、その後の産業の発達、社会の発展を切り開いた好例です。

現在、国際的にはイタリアやスペインなど欧州の政府債務危機、国内的には震災の影響と、引き続き円高、原発事故による電力供給不安、等、困難な状況が続いています。このような困難な状況を突破する技術革新が求められています。

新たな付加価値を創造する技術開発

昨年末に東京ビッグサイトで開催された第42回東京モーターショーは「さまざまな困難から立ち上がる日本のモノづくりのたくましさを国内外に発信できたもの」(日本自動車工業会)といえました。その中でも、「クルマ、都市、人々の暮らしに結びつく先端技術」をかかげた主催者テーマ「Smart Mobility City 2011」に応えた各社の展示には、住宅メーカーからの東京モーターショーへの初出展など、大きな注目が集まりました。

太陽電池、燃料電池、蓄電池、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車に搭載されるバッテリー、そして、これらを組み合わせて制御することによる発電と蓄電、

電力供給の効率化、など多くの提案がなされました。電力の供給に社会的な注目が集まる中での新たな技術の提案でした。

昨年11月21日、枝野経済産業大臣は「日本再生に向けた検討課題」を公表し、「新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済に転換する」必要性を訴えました。昨年末の東京モーターショーに出展された多くの先端技術は「新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済」に向けた一歩であるように思われます。

現状を突破する革新的な技術の開発と、これによる新たな付加価値の創造により震災からの復興に立ち向かう一年にしたいものです。

以上

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「がんばろう日本!」 知的財産権活用企業2011

～知恵と知財でがんばる中小企業50の物語～

経済産業省と特許庁は、知恵と知的財産を武器に活躍している中小企業の取組事例を紹介した「がんばろう日本! 知的財産権活用企業事例2011」を刊行しました。

本書には知的財産権を戦略的に活用し、下請企業からの脱却や新たなビジネスモデルの構築に成功した中小企業の事例が多く紹介されています。

日本のものづくりは東日本大震災の影響で大きな打撃を受けました。震災から復興し、グローバル競争激化の中で持続的な成長を実現するためには、優れた技術力と戦略的な事業展開が重要です。中でも我が国のものづくりを支えてきた中小企業は、オンリーワンの製品や業界ナンバーワンの技術を武器に大きく成長してきました。開発した技術やデザインを知的財産権として保護・活用することで、海外市場において大手企業とも対等に取引するなど、戦略的に事業を展開しています。

経済産業省では、「こうした中小企業の実例を参考にして、その魅力と潜在力を開花させるきっかけになれば」と期待しています。「がんばろう日本! 知的財産権活用企業事例集」は特許庁ホームページからダウンロードできます。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/kigyuu_jirei2011.htm

なるほど、日本の素敵な製品

～デザイン戦略と知的財産権の事例集～

事業で勝つためにはデザインの活用が重要との認識が高まっています。各企業はビジネスにおいてデザインをどのように活用しているのか、そのデザインを産業財産権でどのように保護・活用しているのかを明らかにするために、特許庁では、デザインを活用した企業の知財担当者、デザイン担当者等に対するヒアリング調査を実施しました。

「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」は、こうしたヒアリング調査の結果を取りまとめた事例集です。デザインで話題の20の製品について、新製品開発プロセスと産業財産権の出願プロセスを時系列で追跡し、企業の事業戦略、企業活動の視点から見た知的財産戦略をビジュアル化しています。デザインを活用した市場へのアピール戦略、高い市場シェアを長期確保するための戦略など、意匠権を中心とした産業財産権の活用戦略を検討する際の参考として活用ができます。

「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」の概要版(PDF38ページ)は特許庁ホームページでダウンロードできます。全文は全国の経済産業局特許室及び知財総合支援窓口にて無料配布を行っています。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_ishou/design_chizai_jirei.htm

審 決 紹 介

商標「VG3」は、商品の種別や規格等を表示する記号、符号として取引上類型的に使用されているとはいえず、むしろ、請求人の業務に係る商品「ゴルフボール」等を表示するものとしてある程度知られているから、商標法3条1項5号に該当しない、と判断された事例（不服2011-857、平成23年7月29日審決、審決公報第141号）

1 本願商標

本願商標は上掲の通りの構成ゆえ、第28類に属する商品を指定商品として、平成21年12月24日に登録出願され、その後、指定商品については、「ゴルフボール、ゴルフクラブ」に補正されている。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は商品の記号、符号として容易に採択使用される欧文字「VG」と商品の規格、品番等の記号として普通に採択される数字「3」を「VG3」と結合してなり極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標と認める。従って、本願商標は商標法3条1項5号に該当する。」旨認定、判断して本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は上掲の通り「VG」の欧文字とその横に3分の2程の大きさの数字「3」を配してなる処、「V」と「G」の文字は「V」の文字の右側と「G」の文字の左側が一部結合されて、恰もモノグラムのように表された構成ゆえ、また、数字「3」は小さく表され、全体として纏わり良く表示されており、かかる構成態様の文字及び数字が、商品の種別や規格等を表示する記号、符号として取引上類型的に使用されているとは言えない。

さらに、当審において職権にて調査するも、本願の指定商品に関する業界において、本願商標が商品の種別や規格等を表示するための記号、符号として普通一般に使用されている事実を発見することができず、むしろ、該商標は請求人がその指定商品について使用し、その種業界においてある程度知られているものである。

してみれば、本願商標は極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標とはいえず、自他商品識別機能を十分に果た

と認められる。

従って、本願商標が商標法3条1項5号に該当するものとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

商標「江戸巻き」は、一体に表されている構成態様であって、例えば「伊達巻き、巻き寿司」以外の商品に使用しても、商品の品質について誤認を生じさせる虞はない、と判断された事例（不服2010-26242、平成23年7月4日審決、審決公報第141号）

1 本願商標

本願商標は「江戸巻き」の文字を標準文字で書してなり、第29類及び第30類に属する商品を指定商品として、平成20年12月2日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標はその構成中に『巻物』を表すものと認められる『巻き』の文字を有してなるから、これを指定商品中、例えば『伊達巻き、巻き寿司』以外の商品に使用するときは、商品の品質について誤認を生じさせる虞があるものと認める。従って、本願商標は商標法4条1項16号に該当する。」旨判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は上記1の通り「江戸巻き」の文字を、同書、同大、等間隔で纏わり良く一体に表してなるものである。

そして、本願商標はその構成中に「巻物」を表す「巻き」の文字を有するものの、当審において調査するも、「江戸巻き」と一体に表されている構成の本願商標にあって、これに接する取引者、需要者が、殊更その構成中「巻き」の文字部分のみを捉え、当該文字が商品の品質を表示したものとして認識するといふべき事情は発見できない。

そうとすれば、本願商標はこれをその指定商品に使用しても、商品の品質について誤認を生ずる虞はないものといわなければならない。

従って、本願商標が商標法4条1項16号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和27年	商標登録第 412098号～第 413244号
◇ 37年	◇ 第 587800号～第 591397号
◇ 47年	◇ 第 966085号～第 969981号
◇ 57年	◇ 第1517195号～第1524216号
平成 4年	◇ 第2419501号～第2431501号
平成14年	{ ◇ 第3371439号～第3371439号
	◇ 第4574215号～第4582024号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてもお問い合わせ下さい)

●登録商標の指定商品の書換について

出願日が平成 4 年 3 月 31 日以前に登録された商標権の指定商品の書換は、商標権の存続期間満了前 6 ヶ月から、満了後 1 年間となっておりますので、書換希望の際は申出下さい。

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から 3 年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成21年 2 月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは 1 月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご質問ございましたらお問合せください。

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前 6 ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から 10 年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後 6 ヶ月は登録申請できます）。

平成 9 年 4 月 1 日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございますならば、お知らせ下さい。

●審査請求料の納付繰延制度

出願審査請求書を提出すると同時に審査請求料を特許庁に納付しますが、平成21年4月1日から3年間は「納付繰延の意思表示」により、審査請求料の納付を、出願審査請求書提出日から1年間繰り延べできます。平成23年3月末までの二年間実施される予定でしたが、平成24年3月末まで一年延長になりました。平成24年3月末までに審査請求しなければならぬ特許出願について審査請求する際に利用できます。詳しくは特許庁HPでご確認ください。

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/shinsa_kurinnobe_enki.htm

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商
--	-----	---